一　砂糖を加えたもの	
(一)　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
(二)　その他のもの	二七％
二　その他のもの	
(一)　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％
(二)　その他のもの	三〇％

に改める。

二〇〇九・八九	
その他のもの	
一　果汁	
(一)　砂糖を加えたもの	
A　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B　その他のもの	二七％
(二)　その他のもの	
A　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％
B　その他のもの	三〇％
二　野菜ジュース	
(一)　砂糖を加えたもの	一〇・八％
(二)　その他のもの	九・六％」

別表第二一類の注3中「及び果実」を「、果実及びナット」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。

別表第二四類に号注として次のように加える。

号注

1　第二四〇三・一一号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

別表第二四・〇三項中

「	
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）
一　パイプたばこ	三五％
二　その他のもの	三五％

を

二四〇三・一一	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）
二四〇三・一九	
この類の号注1の水パイプたばこ	三五％
その他のもの	
一　パイプたばこ	三五％
二　その他のもの	四％」

に改める。

別表第二五・二八項を次のように改める。

二五・二八	
二五二八・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの　無税

」

別表第二七類の号注4中「第二七一〇・一一号」を「第二七一〇・一二号」に改め、同号注に次のように加える。

5　第二七・一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

別表第二七類の備考1中「第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号」に改める。

別表第二七・一〇項を次のように改める。

二七・一〇	
石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）